

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目10番11号
株式会社 True Data
代表取締役社長 米 倉 裕 之

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー6階
浜松町コンベンションホール 大会議室B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 目的事項
報告事項 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご来場いただく場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大の防止のために必要な措置（株主様の体調等次第によってはご入場をお断りする場合がございます。）を講じる場合がございますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.truedata.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が長期にわたり停滞し、ワクチン接種の促進もあり、一旦は新規感染者数は減少傾向となりましたが、新たな変異株による感染再拡大が懸念されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、取引先の研究費やマーケティング予算の縮小など、当社事業にも少なからず影響を及ぼしておりますが、当社の主力サービスは、クラウド上で提供する商品・サービスへの使用料を受け取るビジネスモデルであり、継続的な収入が見込まれるストック型の収益構造でありますことから、安定的な収益を確保しております。

当社が購買データの提供を受けている小売業界におきましては、長引くコロナ禍の影響によってもたらされた生活習慣の変化に伴う需要の高まりは継続したものの、企業収益や雇用環境の悪化、個人所得・消費マインドの低下などが続いております。食品スーパー業界では、新型コロナウイルス感染症の影響の他に、高齢化や人口減少によるマーケット規模の縮小、その状況下における各社の出店攻勢によるオーバーストア状態、人手不足の問題や、人件費や物流コストの増加など、従来に増して厳しい経営環境が続いております。また、ドラッグストア業界においても、同業大手による業界再編や異業種を含む競争が激化しているほか、競合他社の出店や価格競争が引き続き激化しており、物流コストの増加等も重なり、依然厳しい状況が続いております。

これらの経済・経営環境から、ビッグデータを効果的に活用したマーケティングにより経営効率を高めようとする企業活動は益々活発化しており、当社におきましては、メーカー・卸・小売業界の顧客企業への開拓深耕が一層進み、その他の業界企業とも、事業提携等の協業や当社のサービスを提供する取引関係の構築が進みました。

このような中、当社は「データと知恵で未来をつくる」という企業理念のもと、誰もが新しいデジタル時代の道具であるビッグデータとテクノロジーをマーケティングに活用できるようになり、あらゆる企業の持続的な成長に貢献することを目指しております。

当事業年度におきましては、引き続き持続的な事業成長を確固たるものにする

ため、ストック型売上の消費財メーカー向け主力サービスである「イーグルアイ」「ドルフィンアイ」の拡販に注かし、小売り企業向けサービスである「ショッピングスキャン」に関しましても、新規取引先の開拓を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における当社の売上高は1,313,834千円と前事業年度と比べ147,773千円の増収、営業利益は22,493千円(前事業年度は営業損失64,433千円)、経常利益は22,670千円(前事業年度は経常損失64,335千円)、当期純利益は15,485千円(前事業年度は当期純損失60,804千円)となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

区 分	第21期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日		第22期(当期) 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日		前期比 (%)
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
データマーケティング事業	1,166,060	100.0	1,313,834	100.0	112.7
売上高合計	1,166,060	100.0	1,313,834	100.0	112.7

(2) 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は38,742千円(ソフトウェア仮勘定を含む)であり、その主なものは、ショッピングスキャンシステムの機能追加等ソフトウェアの取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

2021年12月16日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資による売出しにより、総額347,208千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① サービスブランドの知名度向上

当社が主な事業領域とする小売業界、消費財メーカーのサービス利用企業の確保は、当社事業において重要な要素であり、サービスブランドの知名度向上が重要な課題であると認識しております。無償サービスである「ウレコン」の利用やメディアでのデータ活用の拡大、サービス導入企業の増加に伴って当社サービスの利用者が拡大したこと等により、知名度は一定程度高まっておりますが、持続的な事業成長のためには、更なる知名度の向上が不可欠と考えております。この課題に対処するため、サービスの更なる利便性向上、消費者ビッグデータの更なる充実など、提供価値の向上を積極的に行い、利用者向けサービスクオリティを強化し続けることで、「イーグルアイ」「ショッピングスキ

ヤン」をはじめとした、当社サービスの利用者の満足度向上に努めてまいります。

② 収益基盤の多様化と強化

当社は、購買データプラットフォームとして集信された消費者購買データの分析サービス及び開示サービスを主な収益源としております。当社が安定的な成長を続けていくためには、データ分析及びマーケティング分野での実績を積み上げ、顧客からの信頼に基づくリピート受注を拡大させること等により、収益基盤を強化していくことが課題と認識しております。この課題に対処するため、高度なデータ分析技術やサービス開発力を駆使し、マーケティング業務の効率化をはじめとした顧客の要望に応えた新機能や新サービスの開発を行っております。顧客に高く評価されるバリューを持つ新機能・新サービスを開発することにより、収益源の多様化を図ってまいります。

③ プラットフォームの価値の向上

当社は、データマーケティングに不可欠な3領域である①データ、②テクノロジー、③教育プログラムを含むデータ活用ノウハウの全てにおいて提供価値とクオリティを向上しつつ、データを収集・精製・管理・分析し、多様なマーケティングソリューションで活用するためのビジネスプラットフォームを提供するリーディングカンパニーとしての位置付けの盤石化を図ります。

データに関しては、ドラッグストアに加え、スーパーマーケットとのデータ連携強化を図ることが最大の経営課題です。これと併せホームセンター、コンビニエンスストア、ECなどの他業態の小売業のデータ連携により、データの付加価値を高めていくことが重要と認識しております。

テクノロジーに関しては、自社開発ソリューションのクオリティ強化を継続しつつ、テクノロジーパートナーであるグローバルプラットフォーマーとの協業を通じ、彼らが持つグローバルに競争力があるDXソリューションと自社ソリューションを組み合わせることでクライアントへの提供価値をさらに高めるとともに、互いの顧客基盤を連携することで販売の効率化を図ることが重要と考えております。

教育プログラムを含む活用ノウハウに関しては、小売業から消費財メーカーへのデータ外販支援を含め、データマーケティングに関連する様々な活用ノウハウを蓄積しており、これらをベースとして、事業会社、教育機関、地方公共団体等に対するデータマーケティングに係る教育機会の提供を行っております。当社は、業績の持続的な成長と社会課題解決への貢献の両立を目指す企業として、データマーケターの育成活動を通じて、地域での雇用創出、地方経済や企業の発展に寄与していくことが、重要であると認識しております。この取り組

みの一環として、地域性を持つデータを分析し、マーケティング戦略の立案・実行につなげる専門性を有した「データマーケティング人材」を育成すること、また、地域社会の人材確保のために実践力のあるマーケティング人材の採用支援を図り、地域の雇用創出、地方創生に貢献することを目的とする一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会に出資しております。

④ 業績の持続的成長と社会課題解決への貢献の両立

新型コロナウイルス感染症による社会的影響は深刻さを増し、データやテクノロジーを活用したマーケティングや市場変化への対応は、大企業のみならず中小企業や地方経済においてもその重要度が高まっております。

当社はかねてよりデータマーケターの育成や、地方行政との連携、教育研究機関や自治体と連携したSDGsやESGに関わる指標づくり、地域雇用の活性化や女性のエンパワーメントをはじめとする取り組みにも力を入れてまいりました。こうした社会課題の解決やサステナビリティに関わる領域への価値提供についての社会的な意義は今後ますます高まっていくと認識しており、企業としての持続成長と並ぶ経営活動の基本戦略に位置付けて取り組みを進めてまいります。

⑤ 組織力向上と人材育成

当社の競争力の源泉は、データの力と人材の力であり、人材に関しては特に採用と教育に力を入れております。当社のような小規模のスタートアップ企業にとっては、良質な人材の確保は最重要課題です。当社の価値観に共感し自ら成長を求める人材を幅広く採用し、挑戦する舞台と教育の機会を用意することで、自律的なプロフェッショナルを育成することができ、さらには企業の持続的な成長につながると信じております。

そのためにも、多様なバックグラウンドを持つ人材が活躍できる環境を整え、様々な価値観や働き方を支えるインフラや制度を模索し整備することで、自律的なプロフェッショナルにとって魅力を持つ会社であり続けることを目指しております。新卒採用と中途採用をバランス良く行いながら、人を育てることで組織も成長し、互いの成長を促進する風土の醸成を目指しております。

教育プログラムとしては、専門性向上のためのテクニカル・スキルの教育プログラムのみならず、リーダーシップ開発や人間力の向上を目指したヒューマンスキルのプログラム提供を行っております。具体的には、研修等のプログラムに加え、リーダーシップに関する気付きを得られるようなワークショップの機会や、ビジネスコーチによるコーチングプログラムの提供がそれにあたります。

会社としては、全社員が安心して自らの持つ力を存分に発揮できる環境を準

備することで、組織としてのレジリエンシーを高めることが、何よりも重要だと考えております。

⑥ 情報管理体制の強化

当社の事業は、将来的な発展を期待される領域であると同時に、個人情報情報をベースとしていることから、その社会的責任は極めて重いものと認識しております。堅確な情報セキュリティは当社ビジネスを継続する上での大前提であり、最優先で取り組むべき課題であります。プライバシーマークなど個人情報保護体制についても第三者機関から基準への適合性の認証を取得し、厳格な運用を実施しておりますが、グローバルレベルの関連規制を遵守することは当然としつつ、データマーケティングのリーディングカンパニーとして、社内の統制や社員教育等、お客様や取引先に信頼される確かな取り組み、更なるデータガバナンスとセキュリティ強化に向けた取り組みを継続してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第19期	第20期	第21期	第22期 (当期)
	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売 上 高 (千円)	1,079,711	1,011,356	1,166,060	1,313,834
経常利益又は経常損失(△) (千円)	45,009	△93,668	△64,335	22,670
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	1,241	△96,859	△60,804	15,485
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	0.27	△21.81	△13.69	3.43
総 資 産 (千円)	881,770	874,031	890,488	1,297,455
純 資 産 (千円)	695,829	598,970	538,166	925,370
1株当たり純資産 (円)	156.73	134.92	121.22	197.36

(注) 当社は2021年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社の主要な事業は、スーパーマーケット及びドラッグストアなど小売業から得た、顧客ID付きPOSデータの分析サービス及び開示サービス事業であります。

(8) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

本 社 東京都港区芝大門一丁目10番11号

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72 (10)名	5名増(2名減)	39.2歳	5.1年

(注)従業員数は執行役員、正社員、契約社員の総数であり、臨時従業員数(アルバイト)は()内に年間の平均人員数を外数表記しております。

(10) 主要な借入先及び借入額の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	93,470千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年12月16日付で東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,688,700株
- (3) 株主数 3,406名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率
株式会社プラネット	1,176,000	25.08%
株式会社デジタルガレージ	320,000	6.82%
AGB Nielsen Media Research B.V.	320,000	6.82%
第一生命保険株式会社	300,000	6.39%
株式会社タケオホールディングス	170,000	3.62%
株式会社博報堂	170,000	3.62%
株式会社博報堂プロダクツ	170,000	3.62%
楽天証券株式会社	107,300	2.28%
株式会社インテック	100,000	2.13%
米倉裕之	95,000	2.02%

（注）自己株式は所有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年12月16日付で東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場したことに伴う公募増資により、発行済株式は170,000株増加しております。また、2022年3月31日までの新株予約権行使に伴う新株発行により、発行済株式は79,300株増加いたしました。

これにより、普通株式の発行済株式の総数は4,688,700株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権	
発行決議日		2014年6月24日	2016年5月27日	
新株予約権の数		225個	1,125個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 22,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 112,500株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額		払込みを要しない	払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり30,000円 (1株当たり 300円)	新株予約権1個当たり35,000円 (1株当たり 350円)	
権利行使期間		2016年7月29日から 2024年1月31日まで	2018年6月18日から 2025年5月31日まで	
行使の条件		(注) 1	(注) 2	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 110,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

		第5回新株予約権	
発行決議日		2019年3月20日	
新株予約権の数		50個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり40,000円 (1株当たり400円)	
権利行使期間		2021年3月29日から 2028年5月31日まで	
行使の条件		(注)3	
役員状況 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締 役 (監査等委員)	取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 行使請求日の前日の当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が、300円に1.5を乗じた額に満たない場合は、新株予約権を行使することができない。
- ④ その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 第4回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 行使請求日の前日の当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が、350円に1.5を乗じた額に満たない場合は、新株予約権を行使することができない。

- ④ その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 行使請求日の前日の当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が、400円に1.5を乗じた額に満たない場合は、新株予約権を行使することができない。
 - ④ その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 4. 2021年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米 倉 裕 之	
取 締 役	中 津 武	企画開発部長
取 締 役	玉 生 弘 昌	株式会社ブラネット 代表取締役会長
取 締 役	結 城 義 晴	株式会社商人舎 代表取締役社長 第一屋製パン株式会社 社外取締役
取 締 役	伊 藤 久 美	立命館大学 客員教授 富士古河E&C株式会社 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 国立大学法人筑波大学 非常勤理事 4U Lifecare株式会社 エグゼクティブコンサルタント
取 締 役 (常勤監査等委員)	川 崎 清	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	壺 岐 浩 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 原 弘 隆	東京あおい法律事務所 弁護士 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会 特別委員 文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室 室長補佐

当事業年度中に辞任した取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	則 竹 勇 毅	株式会社INCJ ヴァイスプレジデント

- (注) 1. 取締役玉生弘昌氏、取締役結城義晴氏、取締役伊藤久美氏、取締役（監査等委員）壺岐浩一氏及び取締役（監査等委員）石原弘隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）石原弘隆氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、川崎清氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役結城義晴氏、取締役伊藤久美氏、取締役（監査等委員）壺岐浩一氏及び取締役（監査等委員）石原弘隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 石井賢治氏は、2021年6月23日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、新たに執行役員に就任いたしました。
6. 則竹勇毅氏は、2021年8月18日をもって、辞任により社外取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定

する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因した損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社では、中長期的な成長に貢献できる人材を確保し、企業価値の持続的な向上を図る原動力となる取締役の報酬制度について、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を、2021年2月17日の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は基本報酬とし、将来的に業績連動報酬及び株式報酬の導入を検討するものとする。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行って決定しており、取締役会もその考えを尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月27日開催の当社第18回定時株主総会において年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締

役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち、社外取締役（監査等委員を除く）5名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の当社第18回定時株主総会において年額500万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外監査等委員である取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月23日開催の取締役会にて、監査等委員を含めたメンバーに具体的な数値を提案、審議した内容に基づき、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役米倉裕之に委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （2名）	41,153千円 (4,651千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	9,451千円 (4,351千円)
合計 （うち社外取締役）	8名 （4名）	50,604千円 (9,002千円)

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)のうち、2名(辞任した取締役1名を含む。)は無報酬ですので、支給人員数には含まれておりません。

2. 報酬等の種類別の内訳は、基本報酬のみであり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役玉生弘昌氏は、株式会社プラネットの代表取締役会長であります。なお、同社は当社の大株主であり、同社は当社サービスである「ドルフィンアイ」の利用等の取引があります。
- ・社外取締役結城義晴氏は、株式会社商人舎の代表取締役社長及び第一屋製パン株式会社の社外取締役であります。当社は両社との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役伊藤久美氏は、富士古河E&C株式会社及びSOMPOホールディングス株式会社の社外取締役、国立大学法人筑波大学で非常勤理事を兼務し

ております。なお、当社とそれらの会社との間に特別な関係はありません。
 ・社外取締役(監査等委員)石原弘隆氏は、東京あおい法律事務所に所属する弁護士であります。当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況及び発言状況等
取締役 玉生 弘 昌	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。長年にわたる上場企業の代表取締役としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営全般に対して助言を行っております。
取締役 結城 義 晴	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。長年にわたる企業の代表取締役としての経験と、流通業界全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対して助言を行っております。
取締役 伊藤 久 美	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。グローバル企業などでの豊富な経験と経営者としての高い見識に基づき、当社の経営全般に対して助言を行っております。
取締役(監査等委員) 壺岐 浩 一	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。長年にわたる上場企業の役員としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、客観的立場から発言を行い、当社の業務執行を監督しております。
取締役(監査等委員) 石原 弘 隆	当事業年度に開催された取締役会全15回及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門知識に基づき、客観的立場から発言を行い、当社の業務執行を監督しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	23,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	3,000千円
当社が支払うべき報酬等の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役の業務執行の監視に加え、社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、社長に報告します。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用します。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、人事総務部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書または電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行います。

なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理基本規程に基づいて、人事総務部を管掌する取締役を担当役員とし、人事総務部をリスク責任部門とします。

また、人事総務部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告します。

なお、不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告させることにより業務執行の監督を行います。

また、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌および適切な執行役員の任命を行います。また、適切な権限の委譲および部門間の相互牽制機能を備えた「職務権限規程」を制定しております。

さらに、社長と各部門長および常勤監査等委員が出席する「経営戦略会議」において、当社の経営戦略の策定および進捗管理を行いその有効活用を図ります。

- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は、監査等委員会がそれを指定します。また、内部監査担当者は、監査等委員会に協力しません。

- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けません。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施します。

- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員に報告するものとします。監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めます。

- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求め、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒否しません。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行い、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施します。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整備します。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。なお、リスク管理部を設置するなど、一部組織改編を行ったため、2022年4月20日開催の取締役会決議により、次のとおり一部改定しております(下線は改定部分であります)。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部門担当部長が職務執行に係る情報を適切に文書または電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行います。

なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理基本規程に基づいて、リスク管理部をリスク責任部門とします。

また、リスク管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告します。

なお、不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告させることにより業務執行の監督を行います。

また、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌および適切な執行役員の任命を行います。また、適切な権限の委譲および部門間の相互牽制機能を備えた「職務権限規程」を制定しております。

さらに、社長と各部門長および常勤監査等委員が出席する「経営会議」において、当社の経営戦略の策定および進捗管理を行いその有効活用を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役8名(うち、社外取締役5名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と非常勤の監査等委員2名(社外取締役)で構成され、原則として毎月1回の定時開催のほか、必要に応じて臨時機動的に臨時開催しております。取締役会においては経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しています。
- ③ 当社は、代表取締役社長直轄に内部監査室を置き、内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。内部監査責任者は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要課題の一つと位置付けております。当面は、経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開に備え、内部留保の確保を優先したいと考えておりますが、経営成績及び財政状態を総合的に判断しながら、今後、配当可能利益が生じた場合には剰余金の配当を実施する予定であります。

当事業年度におきましては、当期純利益は黒字に転じたものの、未だ利益剰余金がマイナスであるため、無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,016,890	流動負債	305,260
現金及び預金	847,376	買掛金	57,983
売掛金	152,086	一年以内返済長期借入金	30,360
前払費用	15,929	未払金	26,029
その他	1,496	未払費用	11,188
固定資産	273,023	未払法人税等	23,864
有形固定資産	15,602	未払消費税等	30,611
建物附属設備	9,567	契約負債	88,790
工具、器具及び備品	6,035	賞与引当金	17,000
無形固定資産	165,625	その他	19,433
ソフトウェア	143,199	固定負債	66,824
ソフトウェア仮勘定	22,082	長期借入金	63,110
その他	343	資産除去債務	3,714
投資その他の資産	91,795	負債合計	372,085
投資有価証券	38,564	(純資産の部)	
出資金	25,000	株主資本	925,370
繰延税金資産	13,848	資本金	1,346,369
その他	14,383	資本剰余金	185,859
繰延資産	7,541	資本準備金	185,859
株式交付費	7,541	利益剰余金	△606,857
		その他利益剰余金	△606,857
		繰越利益剰余金	△606,857
		純資産合計	925,370
資産合計	1,297,455	負債・純資産合計	1,297,455

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,313,834
売上原価		664,461
売上総利益		649,373
販売費及び一般管理費		626,879
営業利益		22,493
営業外収益		
受取利息	6	
為替差益	381	
雑収入	1,129	1,518
営業外費用		
支払利息	399	
雑損失	942	1,341
経常利益		22,670
税引前当期純利益		22,670
法人税、住民税及び事業税		14,615
法人税等調整額		△7,431
当期純利益		15,485

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,160,510	—	—
当期変動額			
新株の発行	185,859	185,859	185,859
当期純利益	—	—	—
当期変動額合計	185,859	185,859	185,859
当期末残高	1,346,369	185,859	185,859

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△622,343	△622,343	538,166	538,166
当期変動額				
新株の発行	—	—	371,718	371,718
当期純利益	15,485	15,485	15,485	15,485
当期変動額合計	15,485	15,485	387,203	387,203
当期末残高	△606,857	△606,857	925,370	925,370

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）による定額法その他合理的な方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ストック型売上においては、クラウド上でサービスを契約期間にわたり提供しており、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

スポット型売上においては、目的に応じたソリューションを提供しており、顧客に支配が移転し履行義務が充足されることから、引渡し時点において収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、損益に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、データマーケティング事業のみの単一セグメントのため主要製品にて売上を分解しております。

(単位：千円)

	イーグルアイ	ショッピング スキャン	その他	合計
メーカー向けソリューション	655,595	—	101,856	757,452
リテール向けソリューション	—	289,990	18,733	308,724
あらゆる産業向けソリューション	—	—	247,657	247,657
顧客との契約から生じる収益	655,595	289,990	368,248	1,313,834
その他	—	—	—	—
外部顧客への売上高	655,595	289,990	368,248	1,313,834

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

外部へのサービス提供にソフトウェア

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (2022年3月31日)
ソフトウェア（ショッピングスキャンなど）	97,412千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該ソフトウェアは、年間契約での継続利用によるストック型売上を獲得する目的で投資・保有するため減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込み販売収益の額を上回った場合に、当該超過額を一時の費用又は損失として処理することとしております。

外部へのサービス提供にあたっては、サービスごとに用いるソフトウェアが異なりうるため、当該ソフトウェアの評価における主要な仮定は、サービス別の見込販売収益の額であります。

なお、当事業年度には一時の費用または損失として処理すべき対象はありませんでした。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した販売収益の金額が見積と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアの金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関して

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは前事業年度末から引き続き困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。しかし、更なる影響の拡大や収束時期等によっては、固定資産の評価及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	60,022千円
(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	6,600千円
短期金銭債務	221千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
 営業取引の取引高
 売上高

8,412千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	4,439,400株	249,300株	—	4,688,700株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増加 170,000株
 新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 79,300株

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 240,800株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 5,206千円
 減価償却超過額 36,291
 未払事業税 7,308
 繰越欠損金 195,185
 その他 2,345

繰延税金資産小計 246,336

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △195,187

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △37,035

評価性引当額小計 △232,222

繰延税金資産合計 14,113

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 265

繰延税金負債合計 265

繰延税金資産（負債）の純額 13,848

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 当社の資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。
- ② 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理基本規程に沿ってリスク低減を図っております。
- ③ 営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含めておりません（(注1)を参照ください）。また、預金・売掛金・買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (※)	93,470	92,466	△1,003
負債計	93,470	92,466	△1,003

(※) 一年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	38,564
出資金	25,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千 円)	2年超3年 以内 (千 円)	3年超4年 以内 (千 円)	4年超5年 以内 (千 円)	5年超 (千円)
長期借入金	30,360	30,360	27,270	5,480	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そ

これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	91,996	－	91,996
負債計	－	91,996	－	91,996

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しておりレベル2に分類しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 197円36銭
- (2) 1株当たり当期純利益 3円43銭

(注) 当社は2021年6月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社 True Data
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 True Dataの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社 True Data	監査等委員会	
常勤監査等委員	川崎 清	㊟
監査等委員 (社外取締役)	老岐 浩一	㊟
監査等委員 (社外取締役)	石原 弘隆	㊟

注) 監査等委員 老岐浩一及び石原弘隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>1.～2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>3. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条は、なお効力を有する。</p> <p>5. 本附則(附則3から5)は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よねくら ひろゆき 米倉 裕之 (1966年6月14日生)	1990年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2007年2月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社入社 2008年9月 株式会社ぐるなび入社 2011年6月 当社 取締役 2012年12月 当社 代表取締役社長（現任）	95,000株
2	なかつ たけし 中津 武 (1955年7月18日生)	1979年4月 株式会社資生堂入社 1990年10月 日興証券株式会社入社 1996年4月 株式会社資生堂入社 2012年1月 富士フイルム株式会社入社 2012年5月 株式会社産業革新機構入社 2014年6月 当社 社外取締役 2016年11月 GCA株式会社入社 2018年4月 当社 取締役（現任） 2022年3月 当社 企画開発部長（現任）	一株
3	たまにゆう ひろまさ 玉生 弘昌 (1944年9月8日生)	1985年8月 株式会社プラネット 常務取締役 1988年12月 同社 専務取締役 1993年10月 同社 代表取締役社長 2004年1月 同社 代表取締役社長 執行役員社長 2012年10月 同社 代表取締役会長（現任） 2019年6月 当社 社外取締役（現任）	一株
4	ゆうき よしはる 結城 義晴 (1952年9月2日生)	1977年4月 株式会社商業界入社 1989年1月 同社 食品商業編集長 1996年8月 同社 取締役編集担当 2002年8月 同社 専務取締役編集統括 2003年8月 同社 代表取締役社長 2008年2月 株式会社商人舎 代表取締役社長（現任） 2008年11月 当社 社外取締役（現任） 2009年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 2015年3月 第一屋製パン株式会社 社外取締役（現任） 2016年4月 学習院マネジメントスクール顧問	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	伊藤久美 (1964年12月20日生)	1987年4月 ソニー株式会社入社 1998年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2008年1月 同社 副社長補佐 2009年6月 同社 米国IBM本社コーポレートストラテジー部門ディレクター 2010年10月 同社 日本ストラテジー部門 理事 2011年1月 同社 ソフトウェア部門 Websphere事業部長 2012年1月 同社 グローバル・テクノロジー・サービス部門 ビジネス・デベロップメント・エグゼクティブ 2014年1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社入社 チーフマーケティングオフィサー 2016年4月 立命館大学 客員教授 (現任) 筑波大学 非常勤講師 2016年9月 4U Lifecare株式会社 取締役COO 株式会社Yext CMO 2017年7月 同社 代表取締役社長CEO 2018年4月 当社 社外取締役 (現任) 2018年6月 同社 社外取締役 (現任) 2020年6月 富士古河E&C株式会社 社外取締役 (現任) 2021年6月 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) 2022年1月 国立大学法人筑波大学 非常勤理事 (現任) 2022年3月 4U Lifecare株式会社 エグゼクティブコンサルタント (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 玉生弘昌氏、結城義晴氏及び伊藤久美氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者結城義晴氏及び伊藤久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 玉生弘昌氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、他の企業の代表取締役としての豊富な経験及び識見をもとに、当社の経営全般に対し、助言・提言を行っていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるためであります。同氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年です。
5. 結城義晴氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、他の企業の代表取締役としての豊富な経験及び識見をもとに、当社の経営全般に対し、助言・提言を行っていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるためであります。同氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって14年です。
6. 伊藤久美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、多企業にわたる豊富な経験及び識見をもとに、当社の経営全般に対し、助言・提言を行っていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるためであります。同氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年です。

7. 当社は、玉生弘昌氏、結城義晴氏及び伊藤久美氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。玉生弘昌氏、結城義晴氏及び伊藤久美氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

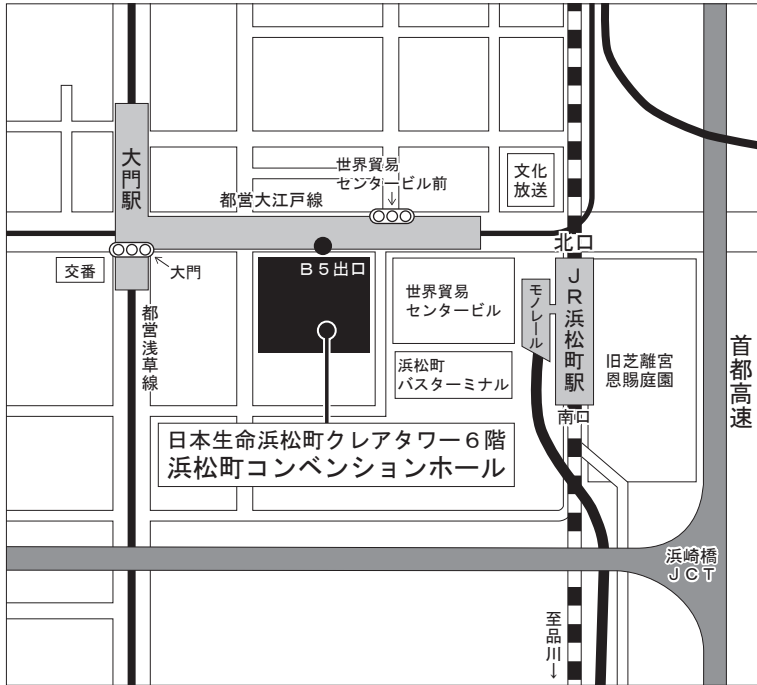
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かわさき きよし 川崎 清 (1947年12月2日生)	1972年4月 株式会社資生堂入社 2005年6月 同社 執行役員 2006年6月 同社 取締役執行役員 2008年4月 同社 取締役執行役員常務 2010年4月 同社 顧問 2011年10月 株式会社プラネット 常勤監査役 2012年6月 当社 社外取締役 2014年6月 オイレス工業株式会社 社外取締役 2016年6月 当社 常勤監査役 2018年6月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任)	10,000株
2	い き こ う い ち 吉岐 浩一 (1947年9月6日生)	1970年4月 第一生命保険相互会社入社 1999年7月 同社 取締役 2000年4月 同社 常務取締役 2001年6月 東急不動産株式会社 監査役 2004年4月 第一生命保険相互会社 専務取締役 2006年4月 同社 代表取締役専務執行役員 2007年4月 同社 代表取締役副社長 2008年4月 株式会社第一ビルディング 顧問 2008年6月 同社 代表取締役社長 2009年6月 D I A Mアセットマネジメント株式会社 代表取締役会長 2014年6月 東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 当社 社外監査役 2014年7月 東邦金属株式会社 代表取締役 2018年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	27,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	いしはら ひろたか 石原弘隆 (1967年6月1日生)	1990年4月 三井信託銀行株式会社入行 1998年4月 弁護士登録 松尾総合法律事務所入所 2003年5月 東京あおい法律事務所入所(現任) 2013年3月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員(現任) 文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室室長補佐(現任) 2018年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	—株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 沓岐浩一氏及び石原弘隆氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、監査等委員である取締役候補者沓岐浩一氏及び石原弘隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 沓岐浩一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、上場企業の役員としての豊富な経験及び識見を当社の監査・監督に生かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年であり、社外監査役であった期間を含む累積就任年数は8年です。
5. 石原弘隆氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、法律の専門家としての豊富な経験及び識見を当社の監査・監督に生かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年です。
6. 当社は、川崎清氏、沓岐浩一氏及び石原弘隆氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。川崎清氏、沓岐浩一氏及び石原弘隆氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各監査等委員である取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



○場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クリアタワー6階
浜松町コンベンションホール 大会議室B
TEL 03-3435-3803

○交 通 JR (山手線/京浜東北線)・東京モノレール
浜松町駅北口より徒歩約2分
都営地下鉄 (浅草線/大江戸線)
大門駅と直結 (B5出口)